

周防国氷上山興隆寺の旧境内とその堂舎配置

真木 隆行

はじめに

本稿では、中世の周防国氷上山興隆寺の実態に迫るための前提作業として、まずは残存史料に比較的恵まれている近世段階の境内景観を復元的に把握しながら、その堂舎配置について明らかにしたい。

周防国氷上山の興隆寺および妙見社は、中世においては大内氏の氏寺氏神として繁栄しただけでなく、近世においても萩藩における天台宗山門派の中本山となつて境内に將軍家歴代位牌や東照宮を擁する重要な神仏習合寺院であつた。ところが近代に入ると、旧来の千石規模の知行地を失い、かつての本堂は売却され、脇坊群や東照宮も失い、諸堂舎群の構成には大幅な縮小変更がなされた。しかも旧境内の中枢部が、山口県立山口農学校の敷地やその実習のための農場牧場に転じたことから、現地景観は大きく様変わりしており、かつての諸堂舎のありようはおろか、旧本堂の旧跡さえも不明となつていた。

近代以前における氷上山の旧境内景観の様子を伝える史料につい

ては、かつてはさほど知られていなかったため、文明十八年（一四八六）の大内政弘「氷上山伝記」^①に記された文字情報のほか、近世段階の地誌や社誌の類、^②そして嘉永年間（一八四八～五四）の図に基づいて明治二十六年に描かれた「氷上山興隆寺絵図」^③などによつて、景観イメージを漠然と捉えるほかなかった。やがて一九八七年に、山口市教育委員会が報告書『大内氏関連遺跡分布調査』の折り込み資料として「興隆寺跡推定地」を添付したことは、^④右の「氷上山興隆寺絵図」に描かれた諸堂舎群の現地比定案を地図上に示す初めてを試みとなつた。しかしこの現地比定案は、充分な史料検討に基づいたものとは言えず、検討の余地を多く残していた。

そこで筆者は、前稿「周防国氷上山興隆寺の境内絵図と差図」^⑤（以下、前稿Aと略記）において、近世段階の氷上山関係差図十一点を新たに紹介し、それらの年代比定をおこなひながら、氷上山境内南部の法界門から仁王門に至るまでの諸堂舎の現地比定案を再検討した。また、前稿「近世氷上山境内の広域差図とその細部構成」^⑥（以下、前稿Bと略記）においては、右の差図群のうち、近世中期に成立し

た「真光院差図」と「宝乗坊差図」を分析し、そこに描かれた諸堂舎の特徴を明らかにした。

ただし旧境内中枢部の主要堂舎、すなわち本堂・妙見社下宮・本坊真光院・東照宮・脇坊宝乗院などについては、現地比定が容易ではなく、検討の余地が残されていた。また仁王門周辺以南の区域についても、前稿Aで現地比定を試みたものの、その後の検討によって修正や加筆を要する箇所が生じていた。

そこで本稿では、これまで論じ残してきた氷上山中枢部諸堂舎の現地比定を試みながら、主に近世後期のありようを念頭に置きつつ、氷上山興隆寺の旧境内景観について再検討したい。

一、氷上山の法界門と門前景観

(1) 法界門およびその周辺遺構の再検討

かつて氷上山旧境内の南端に開いていた総門＝法界門（勅額門）については、前稿Aにおいて、「氷上山興隆寺絵図」の原本写真のほか、新たに紹介した「法界門図」などの差図や、大正十四年段階の現地写真などを用いて検討した。その結果、この門の旧所在地については山口市教育委員会の現地比定案よりも若干北側に想定すべきこと、門前の南北軸の参道は三段築成され、その遺構が現地に残存していること、この門前参道は東西両脇に練塀を伴って二十八間の長さがあり、更に西側の練塀については南端から西側に折れて五

間の張り出しがあったことなどを明らかにした。

ただし前稿Aでは、練塀二十八間の長さのメートル換算に誤りがあった。前稿Aでは一間＝六尺で計算してしまっていたが、近世の萩藩では一間＝六尺五寸とされていたことが明らかであり、これによって修正しなければならない。すなわち練塀二十八間については約五十五・一メートルであり、西側練塀張り出し部分の五間については約九・八メートルとなる（図1参照）。すると法界門の旧所在地については、拙稿Aで想定していた位置よりも更に五メートルほど北側だったということになる。

そこで現地において、実際に旧参道の南端付近と思われる場所から北へ約五十五・一メートルの位置を計測してみると、道路両脇に立つ新旧二対の石燈籠のうち、北側の新しいほうの一对（東西二基）が立って

いる付近に比定し直すことができるかと判明した。この石燈籠の位置ならば、前稿

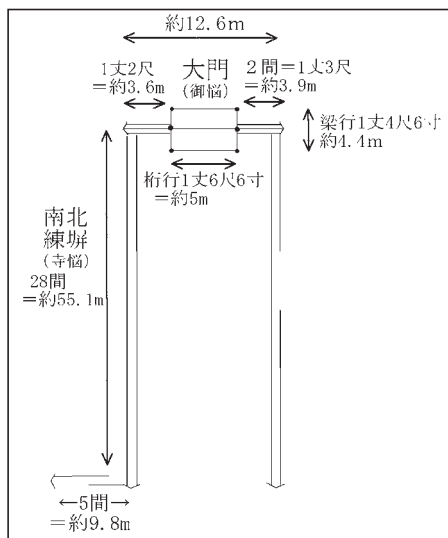


図1 法界門概略図（修正版）

備考：「氷上山大門左右煉り塀共ニ差図」を基にし、門と東西袖塀の寸尺は「宝乗坊差図」によった。1間＝6尺5寸、1尺＝0.303mにて換算

Aで注目した大正年間の古写真に写る風景の中で、石鳥居の立っていたあたりの様子とよく符合する。まさにここが法界門の跡地であろう。この法界門がやがて撤去された後、ここが石鳥居の移設地として再利用され、更にこの石鳥居を現在地に移設したのと入れ替わりに、それまで北にあった石燈籠をここに移設して今日に至った、と考えるのが自然である。実を言うと、前稿Aの準備段階当初においては、地形の様子から右のような仮説を立てていた。ところがこの仮説を一旦断念したのは、練塀二十八間のメートル換算の誤解によっていたのである。ここに前稿Aでの指摘を改め、法界門跡については、現在の北側石燈籠の位置に比定し直したい。

ところで、興隆寺住職夫人市原卓子氏によると、右の法界門跡の東側には脇道があり、これがかつて脇参道として使用されていたという。この所伝を踏まえて明治二十年段階の地籍図（『大内村分見図』⁸）を確認すると、旧参道と思われる道の東側にこれと並行する道が赤線で示され、北側で旧参道につながるように描かれていた（図2の右図上部参照）。この東側赤線の並行部分については、旧参道東側の平坦地沿いの道にあたると思われる。ところが旧参道のほうは、北へ向かって河岸段丘斜面を上る勾配となり、両道の高低差が次第に大きくなっていることから、一見これらが北側でつながっているように見えない。しかし実際に現地を歩いてみると、東側下段の道の途中から、西側の旧参道に向かう脇道の痕跡が残っており、上述の法界門跡推定地を迂回して旧参道に合流するルートになって

いた様子が窺える。

確かに法界門は、文明十八年（一四八六）の後土御門天皇勅額がかかっていたいわゆる勅額門であって格式が高い。他の寺社の実例では、こうした勅額門の門扉を閉じて通過させず、その脇や通用門を通過させるようになっていた例をよく見かける。氷上山でも同様に勅額門が尊重され、これをくぐらずに通行できる脇参道が設けられていた可能性は高いと考えられる。

すると注目されるのが、この脇参道の東側に広がる平坦地である。脇参道とほぼ同じ平坦面にあり、しかも方形区画に整えられている様子から考えると、ここには参拝者に対応する氷上山関連施設が設けられていた可能性が高い。とりわけ注目したいのは、前稿Aで触れたように、かつて法界門の前に下馬標石が置かれていた事実である。すなわち、馬に乗ってきた参拝者たちはこのあたりで下馬しなければならなかったはずである。そうした馬を繋留する施設などは、この付近にあつてしかるべきと考えられる。

ところで、右の平坦地に関しては、二〇〇二年から二〇〇四年にかけて、山口市教育委員会文化財保護課によって発掘調査がなされている（興隆寺跡遺跡第八〜九次調査）。二〇〇二年の調査では、脇参道入口の東側付近百平方メートルの範囲において発掘がなされ、そこから中世の遺物や、最低三期にわたる掘立柱建物四棟のほか、土坑・集石遺構・溝状遺構・柱穴二二三個が検出された。翌二〇〇三年の調査では、前年調査箇所から北部および東部に隣接して

広がる六百平方メートルの範囲において発掘がなされ、やはり掘立
 柱建物のほか、溝・土坑・井戸・柱穴等の遺構が数多く検出された。
 更に翌二〇〇四年の調査では、右の遺構範囲の北方にトレンチを入
 れる程度の発掘ではあったが、柱穴二個がやはり検出された。

以上の遺構の性格について、報告書執筆担当者は、中世から近世
 にかけての門前町にかかわる集落遺構として捉えた。ただし上述の
 立地から考えると、少なくとも氷上山の最盛期には、一般の町人が
 生活できるような空間とは考えにくく、やはり門前の氷上山関連施
 設として捉え直す必要があるだろう。

いっぽう、右の区画の逆サイドにあたる門前西角にも、気になる
 区画が存在する。図1のように、法界門の西側練塀は、その南端で
 なぜか西側に向かって屈曲していた様子が窺えるためである。この
 屈曲は、これによって覆われた区画が興隆寺関係の何らかの施設
 だったためではなからうか。今後の検討にむけ、注意を喚起してお
 きたい。

(2) 門前の景観

つぎに、氷上山の門前景観について検討したい。氷上山の門前参
 道は、そのまま旧街道（いわゆる萩往還）に接続し、このあたりに
 門前町場が形成されていたと考えられる。旧街道は、参道との交差
 点で西方と南方とに分岐しており、近世には交差点の南西側に一里
 塚が設置されていた¹⁰。西方の道は、仁保川右岸の河岸段丘上を通じ

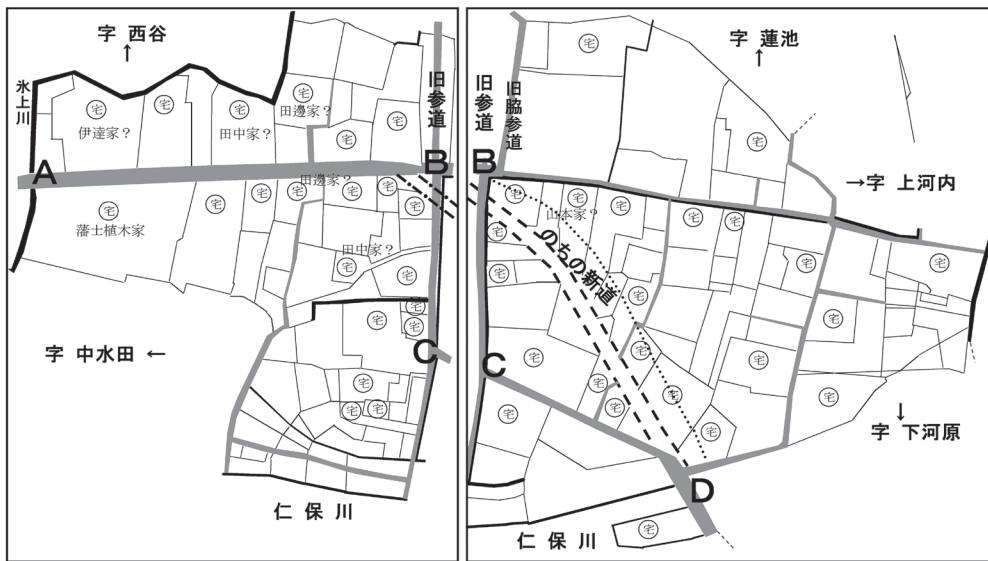


図2 氷上山旧門前の地籍図概要（左図：旧御堀村字辻 右図：同村字小路）

備考：明治20年「吉敷郡御堀村地引絵図」（大内村分見図）の旧状を踏まえながら加筆した。
 薄灰色線と濃灰色線は、それぞれ原図の赤線（道路）と青線（河川溝渠）を示す。宅は宅地。

て山口や萩方面に向かい(図2 B↓A)、南方の道は、氷上山参道の延長線上に右の河岸段丘面から下る勾配となっており(同B↓C)、途中から東南に折れて仁保川堤防を上る勾配に転じ(同C↓D)、氷上橋を南に渡って防府方面へ向かう立地となっていた。

こうした立地に展開したと見られる門前町場に関して、興味深いのは、近世においてこのあたりに氷上山の関係者、しかも在郷武士たちが集住していたらしいことである。『防長風土注進案』によると、近世幕末期の御堀村には萩藩の「在宅諸士足輕已下」が三十一軒、「陪臣」が十二軒存在していたことがわかる。陪臣のほとんどは「真光院家来」、すなわち氷上山の寺侍であった。具体的には、「布施藤左衛門」「山本十郎」「伊達又兵衛」「田邊鉄之助」「豊田登吉」「田中寿仙」「田中因幡」の七軒が見え、このほか氷上山の「中間之者」が四軒あったことがわかる。以上のうち氷上山関係者の多くと萩藩士の一部については、図2に示したように氷上山門前付近に集住していたと考えられる。

図2は、門前の西方⇄字「辻」および東方⇄字「小路」の地籍図をベースとし、やや時代が降るが、昭和戦前期の土地台帳情報を踏まえてまとめたものである。これによると、上述した寺侍の後裔と見られる山本家・伊達家・田邊家・田中家の各旧家が、旧街道のうち図2のA—B周辺に集中的に存在していた様子が確認できる。正確な系譜関係や転居有無などについては、現地での聞き取りや土地台帳原簿等の調査を俟つべきだが、図2のA—B周辺は河岸段丘上

に立地しており、Cあたりの低地よりも立地条件がよく、氷上山に仕える寺侍たちの集住地たるに相応しい。従って図2に示した様子は、近世における在郷武士集住の名残を多く残していると考えられる。

すなわち氷上山の門前には、商工業者も居住していたであろうが、とりわけ北部については、むしろ在郷武士集落としての性格が強く、全体として氷上山関係の俗人たちの集住地としての側面があったと捉え直す必要があるだろう。このように氷上山関係の俗人たちが集住するというよりは、盛時の中世段階にも遡ると考えられる。

それでは、氷上山の門前ほどの範囲まで及んでいたのだろうか。詳細な検討は後考を俟つが、ひとまず西側については、図2のAのあたりに仁保川支流の氷上川を渡る小橋⇄東泉寺橋が架かり、この氷上川が門前西部の字「辻」の字切と重なっている点が注目される。東南側については、図2のDのあたりに仁保川を渡る氷上橋が架かり、しかも仁保川が門前東部の字「小路」の字切と重なっている点が注目される。すなわち門前の範囲は、地形・字切・寺侍末裔旧家の立地などを考え合わせると、少なくとも「辻」「小路」の範囲に及んでいたと考えられる。

なお山口市教育委員会が想定した「興隆寺跡推定地」の範囲については、図2のA—Bのラインより北側に想定設定されている。しかし上述のような門前空間のありようから考えると、その南側も含めて有機的に捉え直す必要があるだろう。

二、水上山の旧境内南部の再検討

(1) 仁王門―法界門の間の参道

「水上山興隆寺絵図」によると、境内には比較的広い参道が南北に通っており、南部にはその両脇に松と思われる並木が描かれている。ところが現在の現地には、約五メートル幅のアスファルト舗装車道が南北に通っているに過ぎず、その両脇は耕地化または宅地化されている。このような景観を見てしまうと、旧参道のイメージは現在の車道幅の印象に引きずられ、「水上山興隆寺絵図」の参道描写のほうを誇張表現として疑問視しなくなるかもしれない。

ところが前稿Aで明らかにしたように、法界門の門前のあたりの参道幅は、約二・三メートルにも達していたというのが実態であった。更に境内の中門にあたる仁王門の門前参道幅に至っては、後述するように約一八・九メートルにも達していたことが明らかである。従ってこの二つ門の間を結ぶ旧参道についても、それらに見合う幅だった可能性を想定しながら検討する必要があるだろう。

そこでまずは明治二十年の地籍図を確認したところ、御堀村水上地区の字「西谷」「蓮池」「円光坊」「寺家」などに描かれた旧参道と思われる道は、すでにこの段階ではほぼ現状に近い姿になっていた様子が窺えた。ところが、これを遡る明治十年六月の「山林地図」をたまたま調査してみたところ、各所の山林図に混じって、図3

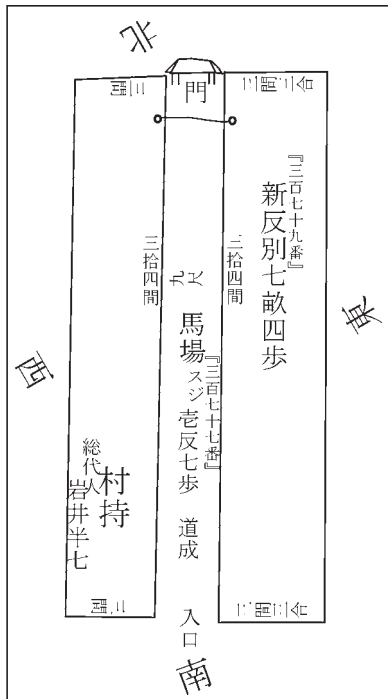


図3 明治10年水上組「辻」の「山林地図」(法界門周辺)

図5のように長方形の地割群を描く図が伝わっていることに気づいた。これら三図を分析したところ、それぞれの中央の空白部分こそが当時の南北軸の道にあたると思われる、その両脇に描かれた地割群は、旧参道の東西両脇が分割所有された様子を示すのではないかと思います。すなわち明治十年までの段階で、旧参道の幅が大幅に狭められ、東西両脇が「山林」として扱われて分割所有されるに至った様子を示すと考えられる。しかもこれらの図に描かれた情報を手がかりに現地比定を試みると、これら三図は南北につながり、水上山の仁王門―法界門の間に位置する旧参道を描いていることがわかった。そこで以下においては、各図の検討結果について、旧参道の南部から順を追って解説したい。

まずは旧参道のうち南側を描いたのが図3であり、ここは字「辻」のうち三七七番と三七九番の二筆分の土地にあたる。この図の上部

に描かれた門こそが法界門にあたると考えられ、しかも明治十年の段階でこれがなお現地に現存していた様子が窺えて興味深い。従って、かつてはこの両脇の土地も旧参道に含まれていたはずだが、すでにこの段階では三七九番として分筆登記され、「村持」すなわち村有地となっていた。この結果、中央の道幅は「九尺」に狭められ、ここが三七七番の「馬場スジ」となっていた様子もわかる。

つぎに、右の図3の北側に接続する図4について検討したい。ここに描かれているのは、字「地家」のうち三七一〜三七六番および三七八番の土地にあたる。図の中央上下の空白部分は、南側の法界門から続く約九尺幅の道が貫通していた様子を示すと考えられ、西側の三七八番の地が現在の氷上公民館敷地の入口付近にあたると思われる。この区画と北隣三七六番との間に描かれた赤線は、公民館敷地の北側沿いの小道に比定できる。東側中央の三七二番と三七三番との間に描かれた赤線は、字「蓮池」方面に向かう道に比定できる。また北端に描かれた赤線のうち西側のそれは、丸山や西谷観音堂跡に至る小道であり、東側のそれは、字「山田」方面に至る小道に比定できる。

このほか図4には、六人の個人名が記されており、旧参道の両脇がそれぞれに分割所有されていた様子が窺える。このうち芝等海氏については、当時の興隆寺住職と考えられる。

それでは、こうした分割所有が生じる以前において、図4に描かれた範囲の旧参道はどれくらいの幅があったのだろうか。図4には

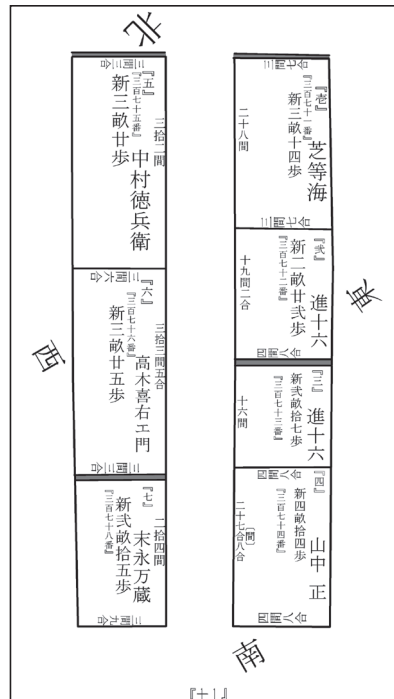


図4 氷上組「地家」の「山林地図」
(法界門北側旧参道)

南北道両脇区画の幅が間数で表示されており、これが当面の参考になる。ところが近代初頭といえ、一間のサイズが変化した時期であった。全国的に一間 \parallel 六尺が公定されるのは明治二十四年の度量衡法以降となるが、明治十年頃の山口県ではどうなっていたか確認する必要がある。そこで仮に近世萩藩と同様の一間 \parallel 六尺五寸で換算すると、図中の南北の長さが現地地割に合致せず、一間 \parallel 六尺で換算すると、現地地割とほぼ一致することがわかる。つまり図4の段階の一間がすでに六尺(約一・八メートル)で計算されていた様子が窺える。そこでまずは図4の南端のあたりで計算すると、東側区画の東西幅が四・八間 \parallel 約八・六メートル、西側区画の東西幅が三・九間 \parallel 約七メートルとなる。この間の新道幅を図3と同様に九尺 \parallel 約二・七メートルと想定すると、旧参道の東西幅総数は約一八・三メートルに達していた様子が窺える。図4の北端あたりについて

は、これより若干狭まるものの、それでも東西幅総数は約一五・三メートルに達していたことになる。

なお図4に描かれた範囲においては、教育委員会文化財保護課による発掘調査箇所が次のように含まれている。¹⁵⁾①三七一番にかかる範囲の調査が一九九〇年に実施（興隆寺跡遺跡二次調査）、②三七六番を中心として三七五番に及ぶ範囲の調査が一九九三年に実施（同三次調査）、③三七三番にかかる範囲の調査が一九九九年に実施（同五次調査）。以上三件それぞれの発掘調査報告書については、残念ながらまだまだまとめられていないため、詳細については不明である。しかしむしろ本稿で明らかにした旧参道幅の想定を踏まえた上で、それぞれの遺構の評価を再検討する必要があるだろう。

最後に、図4の北側に接続する図5について検討したい。ここに描かれているのは、字「地家」のうち三六五〜三七〇番の土地にあたる。図の中央上下の空白部分には、図3や図4と同様の約九尺幅の道が続いていたと考えられ、図4の北端東西の道がこの図5の南端東西の道に重なる。また、東側中央の三六六番と三六七番との間に描かれた赤線は、大量の埋納銭の出土地に向かう道に比定できる。いっぽう、その北西にあたる三六八番と三六九番との間には、道を示す赤線が描かれていないが、興隆寺の建物が現存する常楽坊跡に向かう道をここに比定できる。おそらくこの道が公道ではなく私道扱いゆえに登記上明示されていないだけであろう。

図5の北端については、妙見社鳥居の南側付近、かつての仁王門

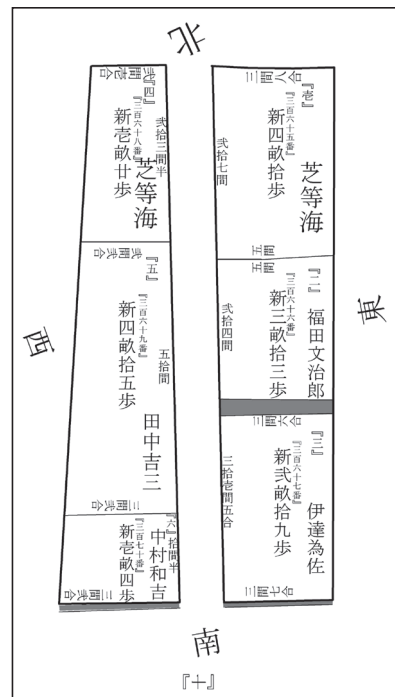


図5 水上組「地家」の「山林地図」
(図4北側続きの旧参道)

前のあたりに比定できる。当時は氷上川がこのあたりの南北道を東脇から西脇に直交して南へ流れており（現在は流路変更の上で暗渠化されている）、図の北端はこの南岸にあたると思われる。同様に図の西端のラインについても、この氷上川の東岸に比定できる。

以上の範囲における旧参道の幅については、上述のように、明治十年頃の新道の幅を九尺と想定すると、南端付近で約一五・一メートル、常楽坊跡に向かう角のあたりで小川の東岸から約十五・七メートルの幅に一旦膨らみ、北端付近で一三・三メートルに狭まっている様子が窺える。

なお図5のうち、東南の三六七番については、二〇〇六年に教育委員会文化財保護課が実施した発掘調査（興隆寺跡遺跡第十次調査）¹⁶⁾の区画に含まれており、このあたりから中世近世の遺構や遺物が検出された。とりわけ興味深いのは、松の根が何株か道沿いに連

なって出土し、それらが近世段階の植樹によると推定されていることである。上述のように「氷上山興隆寺絵図」には、このあたりの参道両脇に松並木が描かれており、本発掘調査報告書の執筆者が指摘しているように、その実態が発掘調査によって裏づけられたと言える。松の根の出土地点は、現在の車道の東脇側溝から東側へ概ね一・五メートル離れたあたりに少なくとも四株ほど連なっており、北部の一株は側溝から五メートルほど離れたあたりに位置していた。明治十年当時の新道は、やがて拡幅され、現在のような五メートル幅の車道となっているが、その側溝からの一・五メートルや五メートルの地点というのは、いずれも上述した旧参道の幅に含まれる範囲内と考えられる。

いっぽう、図5には五人の分割所有者の名が確認できる。このうち、西側三六九番の田中吉三氏については、実は右の「氷上山興隆寺絵図」の作成依頼者であり、前稿Aでは氷上山寺侍田中家の一員またはその一族と推定した人物である¹⁷。同様に、松並木跡が出土した三六七番に見える伊達為佐氏についても、おそらく氷上山寺侍伊達家の一員またはその一族と考えられる。また、興隆寺住職芝等海氏が北側の東西両区画の名義人になっていた様子も確認できる。

いずれにしても、以上の検討から、氷上山の仁王門―法界門の間における旧参道の幅については、前稿Aで推定した仁王門や法界門の幅にほぼ対応し、一三〇―一八メートル前後に及ぶものであった様子が明らかとなった。近世にはここに松並木が形成されていたが、

近代に入って約九尺幅の新道に狭められ、松並木のあった両脇は分割所有によって切り離され、周辺の土地ともども大幅に再開発されるに至った様子が窺える。氷上山旧境内南部の景観については、現状のイメージに引きずられることなく、以上の検討結果を踏まえながら把握する必要があるだろう。

(2) 六即石の発見

ところで「氷上山興隆寺絵図」によると、氷上山の旧参道には灯笼のようなものが描かれている。このように旧参道の道端にはその関連物が設置されていたと考えられるが、このほどその一部と見られる遺物を発見した。きっかけは、興隆寺住職夫人市原卓子氏からのお尋ねであった。

上述の常楽坊跡(図11)には、現在も興隆寺関連堂舎が建っており、この庭に図6と図7の石がある。図6の石は、敷地南端にかつてあった築地塀の基壇跡の中央付近に仰向けに埋まっている。「理」の異体字のような文字が陰刻されており、当初は地鎮的な意味合いの文言かという印象だったが、同様の石がもう一つあるとこのことで見せていただいたのが図7の石である。これは同じ堂舎の西側玄関付近の庭にあり、これには「名字」と陰刻されている。これらの文字がそれぞれ何を意味するのかというお尋ねであった。

検討結果から述べると、右の二つの石は、いずれも「六即」の各文字を刻んだ標石だという結論に至った。「六即」とは、天台教学



図6 六即石のうち理即石

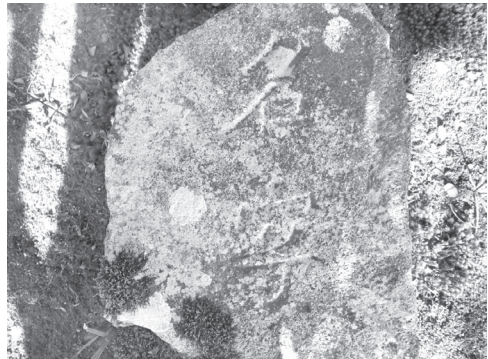


図7 六即石のうち名字即石



図8 六即石のうち分真即石

において修行が深化する六段階を意味し、第一階段が初発心にあたる理即、第二階段が名字即、第三階段が観行即、第四階段が相似即、第五段階が分真即、第六段階が究竟即である。このうち「理」即が図6に対応し、「名字」即が図7に対応する。なおこれに関連して、同様の標石がもう一つあることに気づいた。右の常楽坊跡より六百メートルほど北の山中に、氷上山妙見社上宮の社殿跡がある。そこに残存する礎石群の中央には、図8のように「分真」と陰刻された石が立っている。社殿跡ゆえに、それまでは神の分身を宿らせていることを意味すると思ひ込んでいたが、実はこの文字が六即の第五段階「分真」即に対応することに気づいたのである。

近世に記された興隆寺の寺誌『氷上山秘奥記』下には、次のよう

に見える。¹⁸⁾

六即下乗下馬石之事

六即石ノ事、法界門ヨリ本

堂ニ至リ、六丁アリ、依テ

六即四十二位ノ階級ニ約シ

テ是ヲ建ツ、下乗下馬石ハ、

日光山ノ写シナリト申伝ヘ

タリ、共ニ中興僧正行海和

尚ノ建立也、

すなわち、近世前期に興隆寺

を中興した別当行海が、「六即

石」なる標石を建立したと伝えている。法界門から本堂までの距離が六町あったことに対応し、旧参道の一町ごとに合計六基の六即石が設置されていたと考えられ、このうち図6～8の三基が、旧地を離れて現存するということになる。それぞれの旧地については定かではないが、理即の意が、すでに仏性を具有しながらもいまだ仏法に触れない段階、とされることから考えると、図6の理即石は「法界」門に入る手前に置かれていた可能性が高い。ここから北へ一町ごとに残り五基が置かれていたと考えられ、最後の「究竟即」石は本堂周辺域に置かれていたと考えられる。この問題については、本堂跡の推定にも関連する。章を改めて後述したい。

三、氷上山の旧境内中枢部の再検討

(1) 仁王門およびその北側参道

氷上山の中門にあたる仁王門については、すでに前稿Aにおいてその規模および現地比定の検討をおこなった。ところがその規模については、上述の法界門と同様に、間数表示のメートル換算について誤りがあったため、修正を要する。そこで修正図を図9に示した上で、改めて検討し直したい。

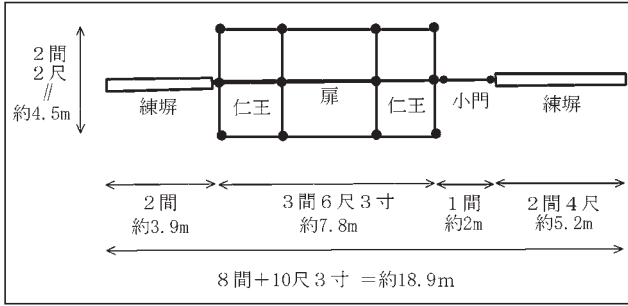


図9 仁王門概略図 (修正版)

仁王門の現地比定については、前稿Aにおいて「氷上山興隆寺絵図」の仁王門南側に描かれた小溝に注目し、この名残が現在の東西道の北脇暗渠にあたるという解釈に基づいている。これは、かつての山口市教育委員会による現地比定案よりも二・三十メートルほど北側に想定し直す結果となり、本稿においてもこの解釈を踏襲している(図11参照)。ただし右に示したのは南北位置に関する大まかな推定根拠に過ぎず、それ以上のことは前稿Aにおいて詳述していないため、以下に若干補足

しておきたい。

仁王門跡の具体的な位置については、残念ながらその根拠に乏しく、詳細は今後の発掘調査等に委ねざるをえないが、前稿Aで推定した仁王門跡付近の南北道の西側には、古い石垣が道路沿いに並んでいる。この石垣には、上述の東西道の北脇暗渠と接するあたりにおいて、南北道側に少し張り出して更に北側へと続く屈折箇所がある。この屈折に注目し、これが仁王門の西脇練塀との接続に関連する名残と仮に推定した。すると、この地点から東西二間二・二・九メートルの幅で西脇練塀があったことになり、更にこれに仁王門本体の西端が接続していたことになる。仁王門の本体は東西三間六尺三寸(約七・八メートル、南北二間二尺(約四・五メートル)の規模と推定できることから、現在の約五メートル幅のアルファルト道路を覆うように建っていたと考えられる。この仁王門本体の東脇には、一間の小門と二間四尺の練塀が続いていた。

以上の仁王門および周辺施設については、東西の総延長幅が八間と十尺三寸、これを一間(六尺五寸)で換算し直すと約一八・九メートルに達していたことになる。つまり仁王門の遺構は、上記の石垣屈折箇所あたりからこの東西幅の範囲において現地比定できる。

なお仁王門の本体の下には、これを支える土壇がひとまわり大きい範囲で築かれていたはずである。現在はそれが削り取られ、痕跡さえわからなくなっているが、もしも南北道路沿いにトレンチを入れる機会があれば、土壇の痕跡が見つかる可能性がある。将来的に

はこれによって仁王門の現地比定を確定できる余地が残されている。

仁王門の北側には、「氷上山内宝乗院其外寺惱之所差図」¹⁹⁾によると、参道の東西両脇にしばらく杉垣が連なり、西脇には更にその北に蔵や長屋が続いていた様子がわかる。しかも図中の杉垣には「此下タ石垣寺惱」と記され、蔵や長屋にも「此測石垣長屋蔵共二寺惱」と記されており、参道脇の杉垣・蔵・長屋の下に石垣が並んでいた様子が窺える点に注目したい。現地の旧参道西脇に現存する上述の石垣の列は、まさにこの遺構と考えられる。

旧参道の具体的な道幅については、残念ながらそれを明記する史料が残されていないが、上述のように、仁王門とその東西練塀の総延長東西幅が約一八・九メートルであったことから類推できる。現存する旧参道西脇石垣からはほそくらの幅を旧参道幅と想定し、そのライン上に参道東脇の杉垣が連なっていたと想定しておくたい。

ところで、二〇〇一年三月に山口市教育委員会文化財保護課が実施した発掘調査（興隆寺跡遺跡第七次調査）²⁰⁾の区画は、本稿での検討成果を踏まえると、ちょうど仁王門北側の旧参道東脇付近にあつていたと推定できる。注目すべきは、この範囲において近世段階の南北軸の配石溝が検出された点である。報告書執筆担当者の佐藤力氏は「弁天池の排水施設の可能性」を指摘したが、むしろ参道東脇の側溝であつた可能性として捉え直す必要がある。この配石溝

跡は、現在の道路の東脇から更に五メートルほど東側から出土しており、近世段階の境内景観の現地比定を考える上で重要な指標となる。

（2）脇坊宝乗院とその周辺

仁王門の北側参道の東脇には、脇坊宝乗院（旧名宝乗坊）の門が参道側に向かって開き、そこから北は練塀などを経て、現存する池へと向かう景観となっていた。そこでまずは宝乗院の旧地について、仁王門推定地を基点としながら現地比定を試みたい。

再び「氷上山内宝乗院其外寺惱之所差図」²¹⁾によると、仁王門付近からの参道東脇の杉垣が「拾五間」〓九七・五尺〓約二九・五メートル続き、宝乗院の門前の西南角に至つたようである。そこから杉垣は東側へ折れて「弍間」〓約三・九メートル入つたところに、宝乗院の本門と小門とその袖塀（籠塀）が南北軸で並んでいた様子がわかる。

右の宝乗院本門周辺の様子について、上述の杉垣と接続する南側から述べると、まずは①袖塀が南北幅「三間」〓約五・九メートルあり、その北の②本門および③脇門については、『防長風土注進案』によると「本門向七尺六寸入六尺」「同所小門向五尺三寸」とあることから、まず②本門の南北幅が約二・三メートル、北隣の③脇門の南北幅が約一・六メートルとなる。脇門北側の④袖塀は東西軸で接続し、幅二間〓約三・九メートルで西側の参道に達していた。

つまり参道から少し奥まったところにあった宝乗院の門前空間は、南北合計約十メートルの幅に及んでいたことになる。宝乗院の建物はこの門の奥側、東北の区画にあったが、その詳細については前稿Bによらねたい。

いっぽう、宝乗院脇門北側の袖塀と参道との接点から北へは、参道沿いに二間半 \parallel 約四・九メートルの練塀が続き、同じく参道沿いに建つ「蔵二間三間」に接していた。この蔵は南北に三間 \parallel 約五・九メートルの規模であり、更にこの北側には少し離れたところ（距離不詳）に長屋があった。この長屋の南北は二間半 \parallel 約四・九メートルであり、長屋の北側には一九間 \parallel 約三七・四メートルの杉垣が続き、この杉垣の切れ目が、境内東部の氷上山東照宮へ向かう「東照宮道」との交差点になっていた。

東照宮道には、参道と同様に杉垣が東西「式拾間」 \parallel 約三九・四メートル続いていたとされ、これが現地にある池の南堤上にあたると考えられる。東照宮については後述したい。

(3) 本坊真光院とその周辺

つぎに、脇坊宝乗院から参道を挟んで西向かい、氷上山の本坊にあたる真光院について検討したい。そこで再び仁王門推定地を基点として、参道の逆サイドをたどり、本坊の旧地の現地比定を試みたい。

引き続き「氷上山内宝乗院其外寺悩之所差図」によると、仁王門

付近からの参道西脇の杉垣が「二八間」 \parallel 一八・二尺 \parallel 約五五・一メートル続き、蔵の南端に至ったようである。この蔵（東西二間）の南北は七間 \parallel 四五・五尺 \parallel 約一三・八メートルあり、この北側に南北九間半 \parallel 六一・七五尺 \parallel 約一八・七メートルの長屋（東西九尺）が続き、本坊真光院の南門 \parallel 台所門の南脇袖塀に接していた様子がわかる。

この南門 \parallel 台所門については、参道西脇側の長屋から北続く位置にまずその①南脇袖塀と②脇門があり、更にその北側に③台所門の本体が参道に向かって開いていた。『防長風土注進案』によると、①南脇袖塀の長さは「壹間貳尺」 \parallel 八・五尺 \parallel 約二・六メートル。②脇門の幅については、「向三尺八寸」 \parallel 約一・二メートル、③台所門本体の幅は、「宝乗坊差図」によると「壹丈壹尺」 \parallel 約三・三メートルであった。この台所門の北側には④「式間」 \parallel 一三尺 \parallel 約三・九メートルの北脇袖塀が取り付いていた。つまり台所門の門前空間は、南北合計約十一メートルの幅に及んでいたことになる。

この本坊南門 \parallel 台所門の門前空間の北側には、「氷上山見へ懸り図」²²⁾によると、北脇袖塀から続く練塀が一旦東側に二間張り出して参道に到り、そこから北へ屈曲して参道沿いに「六間五尺」 \parallel 四四尺 \parallel 一三・三メートル続いた先に、護摩堂がやはり参道沿いに建っていた。

護摩堂は「四間」 \parallel 二六尺 \parallel 約七・九メートル四方であり、これを経た北側には、再び本坊真光院の練塀が「四間五尺」 \parallel 三一尺 \parallel

約九・四メートル続き、その端から西側へ一間入り込み、本坊真光院の北門にあたる御成門の南脇練塀に連なっていた。

北門 \parallel 御成門の南脇練塀は「一間」 \parallel 六・五尺 \parallel 約二メートル、北脇練塀の長さも同じであり、御成門の本体の幅については「真光院差図」や『防長風土注進案』によると九尺八寸 \parallel 約三メートルであった。つまり本坊の北門 \parallel 御成門の門前空間は、南北合計約七メートルの幅に及んでいたことになる。

なお再び「氷上山見へ懸り図」によると、「御成門より仁王門迄六拾七間」とある。仁王門推定地を基点とし、ここから北へ六十七間 \parallel 四三五・五尺 \parallel 約一三二メートルの場所に本坊の北門 \parallel 御成門が位置していたことになる。

更にこの御成門から北側の様子についても検討しておきたい。まずは御成門の北半分が上述の通り四・九尺 \parallel 約一メートル半、門の北脇練塀が一間 \parallel 六・五尺 \parallel 約二メートル、ここから東側に一間張り出して北側へ屈曲し、参道沿いを「拾七間」 \parallel 一一〇・五尺 \parallel 三三メートル半の練壁が続いていた。この練壁の北端付近から参道を挟んで東向かいに鐘楼があり、練壁北端とこの鐘楼の北側あたりに能舞台とその楽屋があり、更にその北側に本堂があったということになる。

最後に、以上の諸堂舎・諸施設の位置について、東西間の両脇を交えた相互関係から捉え直しておきたい。前稿Aで紹介した差図群を総合すると、まずは参道西脇にあった本坊真光院の南門 \parallel 台所門

よりもやや北側の逆サイド（参道東脇）に、池の堤（ \parallel 東照宮道）が位置し、池の堤よりもやや北側の逆サイド（参道西脇）に護摩堂が建ち、護摩堂とその北の本坊北門 \parallel 御成門との間の逆サイド（参道東側）に、東照宮に渡る橋が架かっていた様子が窺える。

以上の位置関係を総括し、推定も交えながらあえて図示するならば、概ね後掲の図11のような配置になると考えられる。

（4）氷上山東照宮とその周辺

ところで、本坊の向かいに位置したと考えられる上述の池自体は現存するが、その中央には、かつてはおそらく陸橋の形で東西軸の橋が架かっていたと考えられ、この池の東岸の平坦地に氷上山東照宮があったと考えられる²⁴。以上について再び「氷上山見へ懸り図」によると、橋は「式拾六間」 \parallel 一六九尺 \parallel 約五一メートルあり、これを渡った突き当たりには、氷上山東照宮の「惣門」が西に開いていた様子が窺える。惣門の向かい幅は、『防長風土注進案』によると「式間」 \parallel 一三間 \parallel 約三・九メートルであり、ここから南北それぞれに築地が続いていた。「氷上山見へ懸り図」によると、築地の南側は「四間」 \parallel 二六尺 \parallel 約七・九メートル、北側は「三拾八間」 \parallel 二四七尺 \parallel 約七四・八メートルであった。東照宮の北面築地の東西幅については、南面築地よりも狭く「式間半」 \parallel 八一・二五尺 \parallel 約二四・六メートルであった。いっぽう東照宮敷地の南側は、拝殿付近の東面に「御供所」の区画が張り出し、更にその外側東南には「御宝蔵」

があったため、敷地南部域の東西幅は、北面の東西幅よりも数間分
広くなっていた。『防長風土注進案』によると、御供所が「桁行拾間、
梁行弐間」の規模だったことはわかっているが、敷地南部域全体の
東西幅については不明である。現地地形からの類推も踏まえ、あえ
て図示するならば、氷上山東照宮敷地の範囲については概ね図11の
ようになると思われる。

(5) 氷上山本堂とその周辺

最後に、氷上山の旧本堂の旧所在地について検討したい。この旧
本堂については、明治十六年（一八八三）に売却され、山口の龍福
寺（大内氏館跡）の本堂として移転活用された。これが戦後に国の
重要文化財に指定されて現存し、近年には明治以前の旧状を復元す
る形で全面修復された。この建物が氷上山旧境内のどこにあったか
については不明となっており、一九八七年に山口市教育委員会がそ
の現地比定を試みているが、拙稿Aで批判したようにこれには従え
ない。そこで以下では新たな現地比定案について検討したい。

手がかりになるのは、現地の地形、旧本堂の現存規模、氷上山興
隆寺絵図（ただし原本写真²⁶）、前稿Aで紹介した氷上山境内差図群、
寺誌地誌の類である²⁷。当面、以下の四点が本堂現地比定の指標とな
るだろう。

第一に、現地の地形として、大内御堀の字「西宝乗坊」四一九番
あたりの平坦地が、北と東の氷上山と南の池で囲まれており、氷上

山の中核施設として相応しい立地と思われること。

第二に、前稿Aですでに指摘したように、氷上山境内差図群によ
ると、旧参道の延長線上に本堂の真正面が位置し、更にその背後か
ら上宮へ向かう山道とがほぼ一直線に連なっていたように描かれて
いること。

第三に、法界門から本堂までの距離を六町とし、そのうち法界門
から仁王門までが三町半、仁王門から本堂までが二町半だったと記
す史料があること（後述）。

第四に、本堂の北側には妙見社下宮のほか末社群が建っていたス
ペースがあり、これも含めて地籍図に見える地割との照合が必要で
あること。

以上のうち、第三の指標については検討の余地がある。上述の六
即石に関連して触れたように、『氷上山秘奥記』下には「法界門ヨ
リ本堂ニ至リ六丁」とあり、この記述は、「氷上山境内図²⁸」の本堂
釈迦堂前に「是ヨリ仁王門マテ凡二町半」とあり、仁王門前に「二
王門ヨリ法界門凡三町半」と記されていることに対応する。すなわ
ち法界門から北へ三町半（約三八一・五メートル）で仁王門に至り、
仁王門から北へ二町半（約二七二・五メートル）で本堂に至り、あ
わせて六町であったというのである。ところが、法界門推定地から
仁王門推定地までの距離はひとまず右に合致するものの、法界門推
定地から六町の距離、仁王門推定地から二町半の距離に旧本堂の位
置を想定しようとすると、第一の指標とした推定範囲を超えて氷上

川の北側にはみ出してしまい、北部斜面の不安定な場所に想定せざるをえなくなってしまう。

しかしこの第三の指標については、法界門・仁王門それぞれの位置を計測するかという点に検討の余地がある。要するに、これら二つの門の本体部分ではなく、それぞれ築地塀の南端入口付近の位置で計測すべきと思われるからである。そこでこの想定に基づいて計測し直すと、旧本堂は、確かに氷上川を超えることなく平坦面におさまる位置に想定できる。やはりこのあたりが旧本堂の旧所在地として適切と考えられる。

最後に、第四の指標に関連し、一九八七年の山口市教育委員会による現地比定案が、「妙見社下宮推定地」として氷上川北側の平坦地を想定していたという問題が残されている。根拠は明示されていないが、明治二十年の地籍図を確認してみたところ、このあたりに建物状の飛び地が描かれ、四二七番の宅地として登記されているのを確認できた(図10参照)。おそらくこれが根拠であろう。実際、地権者のかたからの聞き取りによると、このあたりから瓦が出土したことがあったという。いかにも無視しえない情報である。

ところが、地籍図原本を詳細に確認すると、その南の四一九番には、その下の情報を抹消する紙が貼られており、これを透かしてみると、紙の下には図10のように、宅地四二〇番と山野二一四五―六の三区画が描かれていたという事実を確認できた。明らかにこのうち宅地四二〇番の区画こそが、妙見社下宮の敷地とそれに向かう参

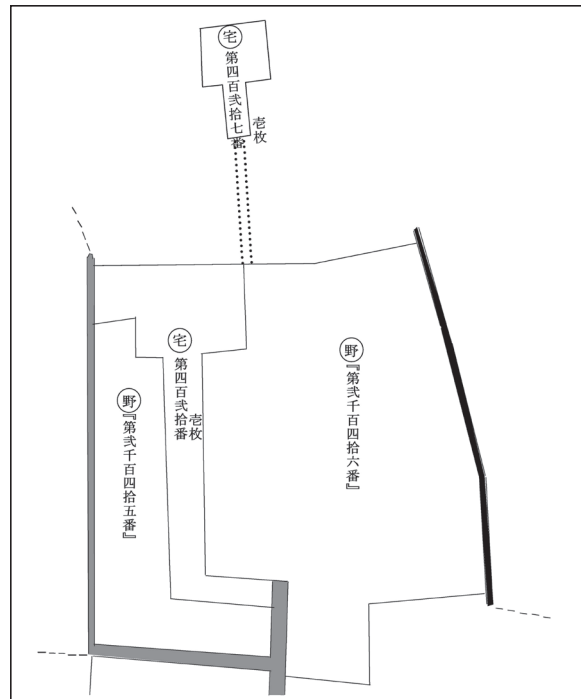


図10 氷上山旧本堂推定地周辺の地籍図
(合筆分筆以前の旧状)

道の跡に相応しい。

それでは、この北部に描かれた四二七番の飛び地は何を示すのか。一つには、近世幕末期にそこへ新たな堂舎が建立された可能性がある。例えば幕末期の七卿落ち関連史料によれば、これ以前の史料では存在が確認できない「大日堂」なる小堂が、本堂の裏に描かれている。⁽³¹⁾あるいは慶応元年(一八六五)に妙見社下宮や末社三十番神祠が焼失したことに関連してできたものかもしれない。⁽³²⁾その妙見社下宮の再建にあたっての仮殿であった可能性や、山上の上宮が廃止される際の仮殿とされた可能性も考えられる。

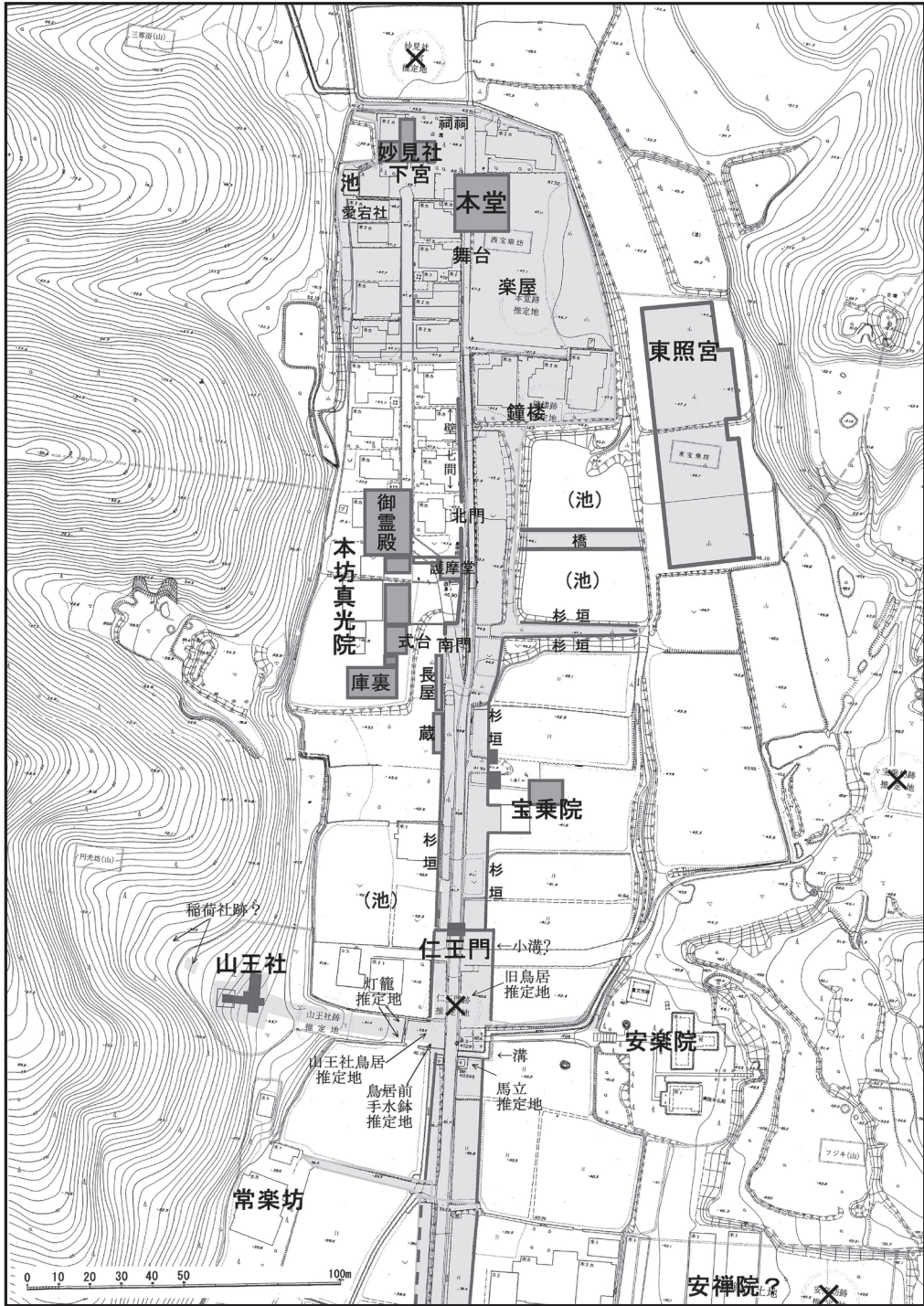


図11 近世水上山旧境内（中枢域）推定図

山口市埋蔵文化財調査報告第25集「大内氏関連遺跡分布調査」所収「興隆寺跡推定地地形図」をもとに、現段階における私見をふまえて加筆した。

いずれにしても、図10の四二〇番の区画こそが妙見社下宮の跡を示すと考えられ、しかもそこは氷上山の北岸ではなく、その南岸の平坦地北端におさまる立地にあたる。実際に現地には、現存する妙見社社殿の規模がちょうどそこにおさまるほどのスペースがあり、その南際には石列が東西に並んでいる様子を確認できる。下宮の遺構の名残である可能性が高い。

すなわち氷上山の旧本堂は、この妙見社下宮の東南近くにあったということになる。正確には、第二の指標のように旧境内参道の突き当たりに重なる位置に想定すべき、というのが本稿での結論である。

なお、この旧本道の南側には、能舞台とその楽屋があり、更にその南に鐘楼があった。二〇〇八年に山口市教育委員会文化財保護課が実施した発掘調査（興隆寺跡遺跡第十三次調査³³）の区画は、このうち鐘楼の位置に近いと考えられる。ここから道路状の遺構や礎石群が出土しており、それらがいつの時代のものも含めて再検討の余地が残されている。

以上、本稿での検討結果について、現段階における解釈を仮説的に図示したのが図11である。もとより充分なものとは言いがたいが、今後の検討に向けた叩き台となれば幸いである。

結びに

本稿で明らかにしたことの詳細は以下の通りである。

- 一、近世氷上山の総門Ⅱ法界門の規模や現地比定の解釈について修正するとともに、その東側の脇参道の存在や周辺遺構の性格について明らかにした。
 - 二、氷上山の門前空間について検討し、そこが氷上山関係者としての寺侍の集住地となっていた側面を明らかにし、とりわけその北域が在郷武士集落の性格を有していたことを明らかにした。
 - 三、氷上山の旧参道の東西幅が十数メートルに達するものであった様子を明らかにしながら、これまでの発掘調査によって出土した遺構や遺物の性格を捉え直すとともに、旧参道関連遺物としての六即石の存在について明らかにした。
 - 四、仁王門の規模や現地比定の解釈について修正するとともに、仁王門北側の旧参道や諸施設のありようについて明らかにした。
 - 五、氷上山本堂・妙見社下宮・本坊真光院・東照宮・脇坊宝乘院などの現地比定案を提示した。
- いっぽう、氷上山の脇坊や小堂の類に関する現地比定案については、本稿で十分に触れられなかった。また中世段階の景観について、以上の検討結果を踏まえながらどのように捉え直すことができる

か、という課題についても残されている。今後の検討課題としたい。

近年、氷上山旧境内域では急激な宅地化がすすみ、現地景観が更に大きく変わろうとしており、旧境内の復元的研究の緊急度は高まっている。かろうじて残存する遺構や、土地に刻まれた過去の何らかの痕跡が、その重要性を認識されぬまま、記録もされぬまま破壊されてしまう前に、検討を進める必要がある。本稿であえて踏み込んで図示を試みたのはそのためである。ただしこれらは近世段階の境内主要部分の例示に過ぎず、中世の盛時においてはこれを上回る規模の遺構が想定される。その検討にむけ、諸氏の御批判や御協力を仰ぎながら、旧境内景観の復元案の精度を高める必要がある。

註

- (1) 文明十八年十月氷上山伝記(山口県文書館編『防長寺社由来』第三卷、氷上山由緒書所収)。
- (2) 萩藩編纂の地誌や寺社誌については、前掲註(1)『防長寺社由来』のほか、『防長風土注進案 十二 山口宰判上』などに氷上山からの寺社誌の報告が掲載されている。氷上山独自の寺誌としては『氷上山秘奥記』がある。後者については拙稿「氷上山秘奥記翻刻并解題(一)」「『やまぐち学の構築』四、二〇〇七年)、同「氷上山秘奥記翻刻并解題(二)」「『やまぐち学の構築』五、二〇〇八年) 参照。
- (3) 山口県立山口県文書館蔵、一般郷土史料二五七、氷上山興隆

寺絵図(写真)。ただしこの原本が所在不明となっているため、興隆寺蔵の模本のほうが多く活用されてきた。史料批判については拙稿「周防国氷上山興隆寺の境内絵図と差図」(中野玄三・加須屋誠・上川通夫編『方法としての仏教文化史―ヒト・モノ・イメージの歴史学』(勉誠出版、二〇一〇年) 参照。

- (4) 山口市埋蔵文化財調査報告第二十五集『大内氏関連遺跡分布調査』(山口市教育委員会、一九八七年) 所収遺跡分布図「興隆寺跡推定地形図」。
- (5) 前掲註(3) 拙稿論文。
- (6) 拙稿「近世氷上山境内の広域差図とその細部構成」(『やまぐち学の構築』七、二〇一一年)。
- (7) 嘉永四年(一八五二)「山口御茶屋并寺社其外御悩所差図」(山口県文書館蔵県庁伝来旧藩記録五一)によると、例えば氷上山の仁王門の「桁行三間六尺三寸、梁行式間式尺寸」については、坪数が「九坪式合七勺」と計算され、一坪＝一間四方、一間＝六尺五寸で計算された様子がわかる。また、妻木宣嗣「普請申請書類と異なる作事が行われた事例を中心にみた萩藩寺院建築物における申請相違作事・不届け作事について」(『日本建築学会近畿支部研究報告集 計画系』四四、二〇〇四年)においても萩藩における一間＝六尺五寸に関する指摘がある。

- (8) 明治二十年一月、「山口県周防国吉敷郡御堀村地引絵図」(山口市大内地域交流センター蔵)。
- (9) 興隆寺跡遺跡第八次調査については山口市教育委員会『山口市埋蔵文化財年報』三、二〇〇四年、第九次調査については同『興隆寺遺跡三』二〇〇五年。
- (10) 山口県文書館『絵図で見る防長の町と村』同館、一九八九年。
- (11) 前掲註(2)『防長風土注進案 十二 山口宰判上』。
- (12) 前掲註(3)。
- (13) 前掲註(8)。
- (14) 明治十年六月、第十六区第四小区氷上組「山林地図」(山口市大内地域交流センター蔵)。
- (15) 前掲註(9)『興隆寺遺跡三』参照。
- (16) 山口市教育委員会『山口市埋蔵文化財年報』六、二〇〇七年。
- (17) 田中吉三氏に関して、図2の左図北部に表示した「田中家?」の位置に居住していた点について、興隆寺住職市原修俊氏および兼重知己氏からそれぞれ御教示を得た。記して謝意を表したい。
- (18) 前掲註(2) 拙稿「氷上山秘奥記翻刻并解題(一)」。
- (19) 毛利家文庫五八絵図一〇六九、氷上山内宝乗院其外寺惱之所差図。なお前掲註(3) 拙稿「周防国氷上山興隆寺の境内絵図と差図」 Ⅱ前稿Aでは、この差図の成立時期について誤記がある。正確には十八世紀中葉以降、「十九」世紀中葉前後

- にかけての成立と記すはずの箇所であった。修正したい。
- (20) 山口市教育委員会『山口市埋蔵文化財年報』一、二〇〇二年。
- (21) 前掲註(19)。以下の数値は断りのない限りこれによる。
- (22) 毛利家文庫五八絵図一〇三六、氷上山境内見へ懸り差図。前稿Aでは寛保二年(一七四二)〜延享四年(一七四七)の成立と評した。
- (23) 毛利家文庫五八絵図五六七、七卿方山口御下り之節御旅館差図の第一紙目「氷上山真光院境内略図」によると、池の間の橋は「馬場」と記され、東照宮の惣門前の僅かな箇所のみ「ハシ」と記す。このうち「馬場」の部分はおそらく陸橋であろう。現在この地には土盛がなされ、ゴルフパターの練習場が設けられている。旧状については土盛を除外してイメージする必要がある。氷上山東照宮については、拙稿A参照。
- (25) 前掲註(4)「興隆寺跡推定地」。
- (26) 前掲註(3)。
- (27) 前掲註(2)。
- (28) 毛利家文庫五八絵図一〇三五、氷上山境内図。前稿Aでは十八世紀段階の成立と見なした。
- (29) 前掲註(4)「興隆寺跡推定地」。
- (30) 前掲註(8)「山口県周防国吉敷郡御堀村地引絵図」。
- (31) 前掲註(23)「氷上山真光院境内略図」。
- (32) 毛利家文庫五一罪科四二六、寺社焼失御仕置帳。

(33) 山口市教育委員会『山口市埋蔵文化財年報』三、二〇一〇年。

(追記) 本研究には独立行政法人日本学術振興会科学研究費(課題番号二四五二〇七五五)の助成を賜った。山口市大内地域交流センターには史料の調査および翻刻に関して御高配を賜り、兼重知己氏からは貴重な御助言を賜った。記して深謝の意を表したい。